

東浦町障害福祉人材育成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害福祉サービスを担う人材の育成及び質の向上を図るとともに、町内の障害福祉に関する施設、事業所等（以下「施設等」という。）における人材の確保及び定着を促進し、もって障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が受ける障害福祉サービスの質の向上に資することを目的とする。

(対象者及び事業内容)

第2条 この事業の対象者及び内容は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定に関わらず、町長が特に必要と認める者については、対象者としてすることができる。

(費用負担)

第3条 この事業の実施に当たり教材費等の費用が発生した場合は、参加者の自己負担とする。

(事業の委託)

第4条 町長は、町内の社会福祉法人で町長が認めるものに事業の実施を委託することができる。

(秘密保持)

第5条 この事業に携わる者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月9日から施行する。

別表（第2条関係）

対象者	事業内容
町内に在住又は在勤の者で、社会福祉に関する大学又は専門学校で福祉の援助の技術に係る現場実習を行うもの	福祉の援助の技術に係る現場実習の実習プログラムを作成し実施する事業
町長が指定する町内の施設等で障害福祉関係の業務に従事している者	障害の特性等の理解を深めるための講座を開催する事業
町長が指定する町内の施設等で障害福祉関係のホームヘルプ業務に従事している者	障害者等に対するホームヘルプ業務の資質を向上させるための研修を実施する事業
町長が指定する町内の施設等で障害福祉関係の業務に従事している者	ワークショップ形式でケースカンファレンスの技法を習得する学習会を開催する事業
町長が指定する町内の施設等で障害福祉関係の業務に従事している者	ストレス予防のためのメンタルヘルス講座を開催する事業
町内に在住若しくは在勤の者で、家族に障害者等がいるもの又は町内の福祉施設に通所若しくは入所する障害者等が家族にいる者	障害等の正しい知識及び情報提供に係る講座を開催する事業
町内に在住又は在勤の者で、障害福祉に興味又は関心があり、かつ、町内でボランティア活動を行う意思のあるもの	障害者等に対する知識及び情報を提供し、又は障害者等との関わり方等のボランティア講座を開催する事業
町内に在住又は在勤の者	障害福祉の人材の育成に関わる講演会等を必要に応じて実施する事業